

一般社団法人 千葉県助産師会 細則

目次

- 第1章 総則
- 第2章 会員
- 第3章 役員
- 第4章 会費
- 第5章 総会
- 第6章 理事会
- 第7章 運営会議
- 第8章 事業運営
- 第9章 賛助会員
- 第10章 寄付金等取り扱い
- 第11章 雑則
- 附則

第1章 総 則

(細則の目的)

第1条 定款に規定された事項以外、本会運営に関する細目を定める。

(事務所の所在地)

第2条 本会は、主たる事務所を千葉県千葉市若葉区千城台南1丁目2番6号サンライズ千城台205号に置く。

第2章 会 員

(入会手続)

第3条 正会員になることを希望する者は、日本助産師会の会員でなければならない。

入会申込書を勤務地又は住所地を届出地として本会に提出しなければならない。

2 正会員は千葉県助産師会の定める地区の会員にもならなければならない。正会員は勤務地又は住所地の地区会員となることを基本とする。

3 入会する者は日本助産師会が定める

入会金および地区会費を納入しなければならない。

4 定款第 8 条の理事会の決議を経て、細則第 9 条に規定する会費を本会が受け取る
と共に会員名簿に登録する。

6 (特別会員)

定款第 7 条に規定する「高齢」とは、満 80 歳以上の者をいう。

(退会手続)

第 4 条 正会員及び特別会員が退会しようとする時は退会届を届出なければならない。

2 前項により、会員名簿の登録を抹消する。

(会員情報)

第 5 条 会員が住所又は勤務地等の会員情報を変更した時は速やかに本会に届出なければ
ならない。

2 会員が専門部会を変更した時は、速やかに本会に届け出なければならない。

3 前項により、会員名簿の登録内容を変更する。

(懲戒)

第 6 条 本会の名誉を傷つけ又は目的に反する行為があった時、嚴重注意、改善勧告を
する。

2 前項に関わらず改善が認められない場合、以下の懲戒を行う。

1. 義務研修、2. 分娩業務停止、3. 全面的助産師業務停止、4. 除名

(除名)

第 7 条 会員に対する除名の議決をした時は、総会において、正会員にその議決の内容を
速やかに通知しなければならない。

2 定款第 12 条により除名された者は、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の同意
がなければ再び正会員及び特別会員になることはできない。

第 3 章 役 員

(役員の内訳及び任期)

第 8 条 理事は以下の業務を担当する。

[業務の内訳]

会長(1 名)

副会長(2 名)

専門部会 助産所部会(1 名)

専門部会 保健指導部会(1 名)

専門部会 勤務助産師部会(1名)

教育担当(1名)

地区部会 各地区部会長(1名)

総務(1名)

財務(1名)

一般理事(若干名)

- 2 任期は2年を1期とし、同一職に3期(6年間以上)を超えて就任することはできない。
- 3 同一職とは、同じ役員名及び業務内容を指し、その任務を担うことをいう。

第4章 会費

(会費納入)

第9条 定款第9条に規定する会費は次に掲げるところによる。

- 2 会費納入は原則として、銀行振り込みによる。

(1) 正会員

日本助産師会会費 1ヵ年 15,000円

千葉県助産師会費 1ヵ年 8,000円

地区部会費 地区部会毎に定める。

(2) 特別会員

日本助産師会会費 1ヵ年 5,000円

千葉県助産師会費 1ヵ年 4,000円

- 3 会費は2月末日に翌年度分の会費を引落としとする。ただし、新入会者の会費納入期日はこの限りではない。

第5章 総会

(開催期日)

第10条 通常総会は毎年度初めに開催する。ただし、やむをえない事情があるときは、開催期日を定款第40条による理事会議決を以て変更することができる。

第6章 理事会

(任務)

第11条 理事会は定款に定める事項の外、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 会長が委嘱する委員の承認に関する事項
- (2) 特別委員会の設置に関する事項
- (3) 上記以外、会の運営に必要な事項
- (4) 理事経験のある者で、会の運営に対して助言出来る会員を「顧問」として配置できる。この任期は2年とする。

(負債)

第12条 本会は総会の承認なしで1,000万円以上の負債をつくることはできない。

- 2 緊急を要する場合は理事会で決議し、総会で承認を受ける。

第7章 運営会議

(運営会議の開催)

第13条 会長は、必要に応じ運営会議を開催することができる。

- 2 運営会議は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 総会・理事会及び委員会の運営に関すること
- (2) 本会の管理運営に関すること
- (3) その他会長が必要と認める事項

- 3 運営会議は、会長・副会長(2人)、専門部会担当理事(各1名)及び会長が指名するものを以て構成し、会長が議長となる。ただし、会長の指名により、副会長が議事進行を務める場合がある。

第8章 事業運営

(専門部会)

第14条 本会に次の専門部会を置く。

- (1) 助産所部会
- (2) 保健指導部会
- (3) 勤務助産師部会

- 2 前号の各号に掲げる部会の外に、会長が必要と認めるときは特別部会を置くことができる。

- 3 専門部会及び特別部会は、それぞれ専門事項に関する調査・企画等・会長の諮問事項を審議する。

- 4 会員は助産所部会・保健指導部会・勤務助産師部会のいずれかに所属するものとする。

- 5 正会員は所属を超えて他の専門部会の活動に参加することができる。

- 6 各部会は部会費を徴収することができる。内訳は理事会で承認を受けるものとする。

(専門部会事業)

第 15 条 前条に掲げる専門部会及び特別部会は、それぞれの分野に関する事業を行う事が出来る。

- 2 専門部会及び特別部会事業に関する規定は、定款 40 条の理事会決議を得て制定する。

(その他の事業)

第 16 条 本会は専門部会及び特別部会による事業の他に次の事業を行う。

- (1) 子育て女性支援センター事業
助産師の電話無料相談 (ミッドワイフ千葉)
- (2) 母子保健・福祉施設等の活動支援
(すくすく赤ちゃん献金)
 - 2 前項に掲げる事業以外に会長が必要と認めるときは特別事業を行うことができる。
- 3 前項の事業は、会長が統括する。

(委員会)

第 17 条 委員会は会長が必要と認める場合に、理事会の議決を経て開設できる。

- 2 委員会活動に関する規定は定款第 40 条の理事会の議決を経て会長が定める。
- 3 選挙管理委員会については、別に規程を設ける。
- 4 推薦委員会については、別に規程を設ける。

第 9 章 賛助会員について

第 18 条 定款第 9 条に規定する会費は次に掲げるところによる。

入会金	無料
賛助会員団体	一口 20,000 円
賛助会員個人	一口 10,000 円

- 2 複数口の会費納入を可とする。

第 10 章 寄付金等の取り扱いについて

(寄付金等取り扱い)

第 19 条 会費以外の集金については、下記に項目がある

- (1) 一般寄付金（本会への寄付を目的とするもの）
 - (2) 特別寄付金（本会が事業を達成するために、寄付・貸与を呼びかけるもの）
 - (3) 協賛金・支援金（本会の事業に個人・任意団体が応じるもの）
 - (4) 補助金・助成金（本会の事業に、自治体・公益財団が応じるもの）
- 2 寄付金の受け入れに際しては、寄付の目的に従い用途を特定し、理事会決議を以て運用する。

第 11 章 雑則について

（改廃）

第 20 条 この細則の改廃は、理事会の決議を以て定める。

附則

- この細則は、平成 25 年 4 月 29 日から施行する。
- 2 この細則は、平成 27 年 4 月 29 日から施行する。
 - 3 この細則は、令和 5 年 1 月 22 日から施行する。